

第5条（紹介手数料）

1. 甲及び丙間に雇用契約が成立し、当該雇用契約に基づく丙の甲への入社出勤の事実が発生した段階で、甲は、乙に対し紹介手数料を支払う義務が生じる。
 2. 紹介手数料は、丙の理論年収の30%相当額及び当該額の消費税相当額とする。
 3. 本条に定める理論年収とは、以下（a）と（b）の合算額から通勤交通費を控除した額をいう。
 - （a）試用期間後の予定月給額（住宅手当，資格手当等各種手当を含む）の12箇月分
※年俸制の場合は当該年俸額
※時間給制の場合は当該時間給額に1,920時間（1日の労働時間を8時間，1箇月の労働日数を20日として計算した額の12箇月分）を乗じて得た額
 - （b）試用期間後の予定賞与額
※決算賞与等の規定により賞与額又は率が一定でないものについては、丙と同様の業務に就く従業員の前年度の実績賞与額又は率を勘案して算定する額
 4. 紹介予定派遣の場合又は派遣期間終了後の当該派遣労働者に係る紹介を甲が希望する場合については、別途これを定める。
 5. 上記以外のもの（アルバイトなど）は、別途定める有料職業紹介通知書に基づいて双方合意のもと算出した紹介手数料を支払うものとする。**第6条（紹介手数料の支払方法）**
1. 甲は、本契約第5条に定める紹介手数料を、**丙の勤務開始日の属する月の翌月末日までに**、乙の指定する以下の金融機関口座に、振込み送金の方法により支払うものとする。尚、当該指定金融機関に変更があった場合は、遅滞なく通知するものとする。

金融機関名／支店名	埼玉りそな銀行	上尾支店
コード		
預金種目	普通	当座
口座番号（右詰め）		
口座名義（カタカナ）	カ）アシスト	

2. 前項における振込み手数料は、甲がこれを負担するものとする。

第7条（紹介手数料の返金）

紹介手数料は、丙が自己の都合による退職もしくは甲の就業規則その他これに準ずるものに基づく懲戒解雇処分に該当した場合のみ、下記の規定に従い、以下の金融機関口座に、振込み送金の方法により返金するものとする。尚、当該指定金融機関に変更があった場合は、遅滞なく通知するものとする。

又、紹介予定派遣の場合又は派遣期間終了後の当該派遣労働者に係る紹介を甲が希望する場合は、別途これを定める。

- ・ 就業開始後1箇月以内に退職又は懲戒解雇：紹介手数料の**50%相当額を返金**

金融機関名／支店名		
コード		
預金種目	普通	当座
口座番号（右詰め）		
口座名義（カタカナ）		